

猪名川町道の駅整備事業
基本協定書（案）
（JVを組成する場合）

令和3年3月1日

猪名川町

基本協定書（案）

（ＪＶを組成する場合）

猪名川町道の駅整備事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である猪名川町（以下「町」という。）と〔各構成員名（以下総称して「選定グループ」という。）〕との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（用語の定義）

本協定において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において町が提示した一切の条件をいう。
- (2) 「競争入札」とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札をいう。
- (3) 「入札説明書等」とは、町が「本事業」の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- (4) 「事業者」とは、「施設整備ＪＶ」と「維持管理・運営ＪＶ」を総称して又は個別にいう。
- (5) 「構成員」とは、選定グループを構成する企業をいう。
- (6) 「事業提案」とは、選定グループが、令和3年7月9日までに提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。
- (7) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、町と本件ＪＶとの間で締結される契約をいう。
- (8) 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。
- (9) 「維持管理・運営ＪＶ」とは、本事業に関して町が実施した総合評価一般競争入札の結果、落札者となった選定グループである〔グループ名〕の構成員たる企業のうち、〔開業準備企業名〕〔維持管理企業名〕及び〔運営企業名〕が開業準備業務及び維持管理・運営業務を行うために結成した共同企業体である〔ＪＶ名〕をいう。
- (10) 「維持管理・運営ＪＶ構成員」とは、維持管理・運営ＪＶの構成員たる企業である〔開業準備企業名〕〔維持管理企業名〕及び〔運営企業名〕をいう。
- (11) 「維持管理・運営ＪＶ代表企業」とは、維持管理・運営ＪＶ構成員のうち維持管理・運営ＪＶを代表する企業である〔維持管理・運営ＪＶ代表企業名〕をいう。
- (12) 「施設整備ＪＶ」とは、本事業に関して町が実施した総合評価一般競争入札の結果、落札者となった選定グループである〔グループ名〕の構成員たる企業のうち、〔設計企業名〕〔建設企業名〕及び〔工事監理企業名〕が施設整備業務を行うために結成した共同企業体である〔ＪＶ名〕をいう。

- (13) 「施設整備 J V 構成員」とは、施設整備 J V の構成員たる企業である〔設計企業名〕〔建設企業名〕及び〔工事監理企業名〕をいう。
- (14) 「施設整備 J V 代表企業」とは、施設整備 J V 構成員のうち施設整備 J V を代表する企業である〔施設整備 J V 代表企業名〕をいう。
- (15) 「本件 J V」とは、施設整備 J V と維持管理・運営 J V を併せたものをいう。

第 2 条（趣旨）

本協定は、本事業を対象とした競争入札により本事業の実施に関する各業務を担う者として選定グループが選定されたことを確認し、第 5 条の規定に基づき構成員が本事業を実施するために組成した本件 J V において、第 6 条の規定に基づく町との事業契約の仮契約の締結及び本契約としての効力を生ずるための前提条件並びにその他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第 3 条（基本的合意）

- 1 町及び選定グループは、本事業に関して町が実施した競争入札により、本事業の実施に関する各業務を担う者として選定グループが選定されたことを確認するものとする。
- 2 選定グループは、提示条件を遵守のうえ、町に対し事業提案を行ったものであることを確認するとともに、提案した事業について誠実な履行を誓約するものとする。

第 4 条（町及び選定グループの義務）

- 1 町及び選定グループは、第 6 条の規定に基づき町と本件 J V とが事業契約の仮契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 選定グループは、事業契約の仮契約の締結の協議にあたっては、町の要望を尊重するものとする。

第 5 条（J V の組成）

- 1 施設整備 J V 構成員は、施設整備業務の遂行を目的とする施設整備 J V を組成している。
- 2 維持管理・運営 J V 構成員は、維持管理・運営業務の遂行を目的とする維持管理・運営 J V を組成している。
- 3 本件 J V は民法上の組合とする。
- 4 施設整備 J V 代表企業及び維持管理・運営 J V 代表企業は、各 J V の共同企業体協定書の原本証明書付写しを町に提出するものとする。

第 6 条（事業契約の仮契約の締結）

- 1 町及び選定グループは、提示条件及び事業提案に基づき、町と本件 J V との間に

おける入札説明書に規定するところに従った事業契約の仮契約の締結に向けて、それぞれ最大限の努力をするものとする。

- 2 町は、入札説明書に添付の事業契約書（案）の文言に関し、選定グループより説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念等に照らし、提示条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。
- 3 町と本件 J V とは、令和 4 年 1 月中を目途として事業契約の仮契約を締結するものとする。この仮契約は次の事由を停止条件としてこれらがいずれも成就したときに本契約としての効力を有するものとし、この仮契約が猪名川町議会で否決された場合又は(2)記載の停止条件が成就しないことが明らかになった場合はこの仮契約は当然に解除され締結時点に遡って無効とする。

(停止条件)

- (1) 「P F I 法」第12条の規定に基づき、猪名川町議会の議決を得ること。
 - (2) ●●地区計画が決定すること。
- 4 事業契約が前項の定めに基づき本契約としての効力を有するに至る前に構成員に本事業に関して次の各号の一の事由に該当したときは、町は事業契約の仮契約を締結せず、または締結した仮契約を解除することができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は、構成員又は構成員が構成事業者である事業者団体（以下「事業者団体」という。なお、構成員と事業者団体とを併せて以下「事業者等」という。）が同法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が同法7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、独占禁止法第8条の2の規定に基づき事業者団体に対して行われたときは、事業者団体に対する命令で確定したものをいい、独占禁止法第7条の規定に基づき事業者団体ではなく構成員に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業の入札手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分

野に該当するものであるとき。

- (4) 構成員の役員又はその使用人について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、同法第198条、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
- 5 構成員に本事業に関し前項各号の一の事由に該当したときは、事業契約の締結又は不締結若しくは解除又は継続にかかわらず、当該構成員は、連帯して、事業契約の契約金額となるべき金額のうち施設整備費の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1に相当する金額の違約金を連帯して町に支払わなければならない。
- 6 前項の規定は、町に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、町がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではなく、前項の当該構成員は、連帯して、当該賠償金を町に支払わなければならない。

第7条（準備行為）

- 1 選定グループは事業契約が本契約としての効力を有するに至る前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、町は、必要かつ可能な範囲で選定グループに対して協力するものとする。
- 2 構成員は、本件JVの組成に際して、それ以前に構成員が行った準備行為を本件JVに引き継ぐものとする。

第8条（事業契約の不成立）

町及び選定グループのいずれの責にも帰すべからざる事由により町と本件JVが事業契約の仮契約の締結に至らずまたは本契約としての効力を有するに至らなかったときは、既に町と選定グループが本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

第9条（秘密保持）

町と選定グループは、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、当事者の弁護士その他本事業のアドバイザーに開示する場合、構成員が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び町が猪名川町情報公開条例（平成10年条例第26号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

第10条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約が本契約として効力を生ずる日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条第5項、同条第6項、第

8条及び第9条の規定は存続するものとする。

第11条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて町と選定グループが協議して定めるものとする。

第12条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は神戸地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を3通作成し、町及び選定グループの構成員は、それぞれ記名押印のうえ、町と施設整備JV代表企業及び維持管理・運営JV代表企業が各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

所在地
氏名

選定グループ

施設整備JV代表企業（●●企業）

所在地
商号
代表者

施設整備JV構成員（設計企業）

所在地
商号
代表者

施設整備JV構成員（建設企業）

所在地
商号
代表者

施設整備JV構成員（工事監理企業）

所在地

商 号
代表者

維持管理・運営 J V 代表企業 (●●企業)

住 所
商 号
代表者

維持管理・運営 J V 構成員 (開業準備企業)

住 所
商 号
代表者

維持管理・運営 J V 構成員 (維持管理企業)

住 所
商 号
代表者

維持管理・運営 J V 構成員 (運営企業)

住 所
商 号
代表者